

2013年3月5日 全10頁

日本の女性就業率は欧州より低い？

注目すべきは就業率の男女差

経済調査部
矢澤 朋子

[要約]

- 日本において今後の生産年齢人口が大幅に縮小していく中、女性の労働力の一層の活用が期待されている。そこで、本レポートを通じて女性の活躍が目覚ましい欧州の就業状況について考察し、日本の状況との比較をしてみたい。
- 日本の女性就業率は EU 諸国と比較して、それほど低くない。しかし男女の就業率の差に注目すると、EU 諸国に比べて非常に大きな男女差が見られる。特に 30-39 歳の出産・子育て期にあたる女性の就業率は低く、子どもを持つ女性の就業を妨げる要因が多く存在することが考えられる。
- フランスにおいて女性の就業を後押しした大きな要因の一つが、政府による家族政策である。子どもを持つ家庭への支援を行い、家庭における責任の大きい女性が働きやすいインフラを整えてきた。これに対して、日本の家族関連支出の対 GDP 割合はフランスのみならず他の EU 諸国と比べても非常に小さい。国としての支援のあり方を見直すことで女性就業率を引き上げることができる可能性が高いと考える。

昨今、国内及び世界において女性の労働力が話題に上がることが多くなってきている。国内では、今後の生産年齢人口の縮小に伴い、女性労働力のさらなる活用は必須と論じられ、世界においては、国際通貨基金（IMF）専務理事であるクリスティーヌ・ラガルド氏が講演で女性労働力の引き上げが重要であると何度も口にしてしている。ごく最近では1月23日開催の世界経済フォーラムでの講演で「あらゆる研究が、女性が労働力、経済活動そして社会に全面的に参加することの経済的な恩恵を指摘しています。最近、女性の雇用率を男性並みに引き上げるだけで、GDPが飛躍的に拡大するという調査がありました。米国は5%、日本で9%、南アフリカで10%、インドで27%、そしてエジプトでは34%拡大するそうです¹」と言及している。また、2012年7月6日に東京で開催された日経シンポジウムの基調講演で「非常に高い教育を受けた女性は、労働力として多くのケースにおいて未発掘ですが素晴らしいリソースだといえます。その労働参加が、他のG7諸国と同水準まで拡大すると、日本の潜在生産量は2030年までに最大で25%

¹ <http://www.imf.org/external/japanese/np/speeches/2013/012313j.pdf>

拡大する可能性があります²」と述べ、多くの注目を浴びた。

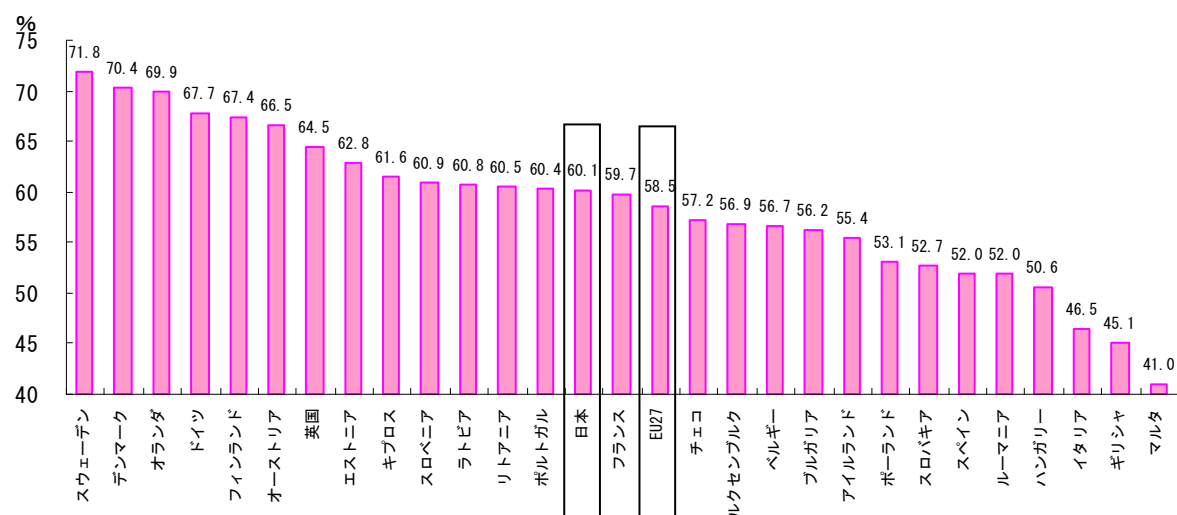
本稿では、日本の女性就業率の状況が欧州諸国と比較して実際にどうなっているのかを確認してみたい。比較対象国を欧州諸国としたのは、日本より先に少子高齢化を経験し、それに対する様々な対策が既になされているためである。日本が抱える同様の問題に今後どのように取り組んでいくべきかの示唆が得られるであろう。ちなみに、G7には欧州からはフランス、ドイツ、イギリス、イタリアの4か国が含まれている。

それほど低くない日本の女性就業率

EU27 各国の女性就業率³（2011 年）を図表 1 のように比較してみると、EU 諸国で最も女性就業率が高いのはスウェーデン（71.8%）、次いでデンマーク（70.4%）、オランダ（69.9%）、ドイツ（67.7%）である。逆に最も低いのはマルタ（41.0%）、ギリシャ（45.1%）、イタリア（46.5%）である。北欧諸国やドイツ、オランダなどのコア国が上位に、ギリシャ、イタリア、スペインなど南欧諸国が下位に位置する傾向が見られる。

日本の女性就業率（2011 年）は 60.1%となり、EU27 の 58.5%よりやや高い。EU27 各国に日本を加えた 28 各国で順位を付けてみると、日本は 14 位となり、15 位のフランス（59.7%）と同水準となっている。日本の生産年齢人口（15-64 歳）の女性就業率は、EU 諸国と比較して特に低いわけではなく、平均的な水準と言える。

図表 1 日欧の女性就業率比較（2011 年）



注：対象は 15-64 歳

出所：Eurostat、総務省「労働力調査」より大和総研作成

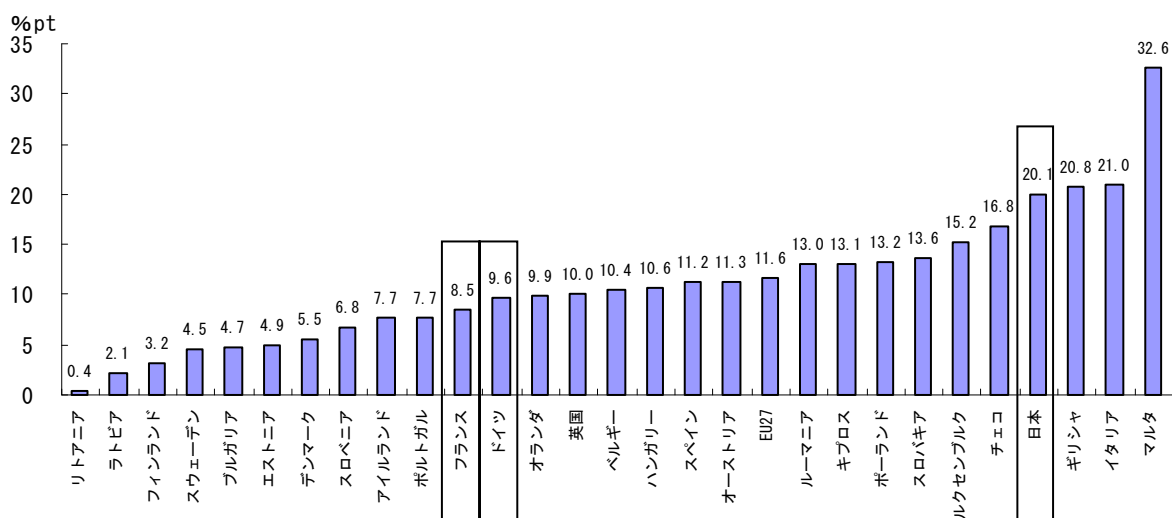
² <http://www.imf.org/external/japanese/np/speeches/2012/070612j.pdf>

³ 15-64 歳人口に占める就業者の割合。

欧州と比べて大きく開いた男女の就業率の差

ところが、EU 諸国と日本では「男女の就業率の差」に大きな違いが見られる。ラガルド IMF 専務理事は「女性の雇用率を男性並みに引き上げることは、成長率を引き上げること」と言及していたが、男性就業率と女性就業率の差を見てみると、日本は EU 諸国と比べてその差が非常に大きい（図表 2）。日本の就業率の男女差は 20.1%pt で、フランス（8.5%pt）、ドイツ（9.6%pt）のほぼ 2 倍である。日本よりも男女差が大きいのは、マルタ、イタリア、ギリシャの 3 か国のみである。

図表 2 2011 年 就業率の男女差（男性就業率－女性就業率）



注：対象は 15-64 歳

出所：Eurostat、総務省「労働力調査」より大和総研作成

就業率の男女差を年齢層別で見ると、各国の状況がよりはっきりと見えてくる。ユーロ圏コア国のドイツとフランス、女性就業率が高く、かつ就業率の男女差も小さい北欧諸国のフィンランド、スウェーデン、そして日本を比較してみよう（図表 3）。

15-19 歳及び 20-24 歳以外のすべての年齢層において、日本の就業率の男女差がこの 5 か国の中で最も大きくなっている。年齢層ではどの国でも 30-39 歳で男女差が大きくなる傾向が見られる⁴。ただし、その差はスウェーデンでは 10%pt 未満、フランス、ドイツ、フィンランドでは 15%pt 程度に留まっている一方、日本は 30-34 歳で 27.2%pt、35-39 歳で 29.0%pt とその他の国々を大きく上回っている。30-39 歳という年齢層は女性にとってちょうど出産・子育て期にあたるが⁵、日本においては第 1 子出産後に退職する女性の割合が約 6 割といまだに高い⁶。この状況が女性就業率の大幅な低下の要因だと思われる。40-44 歳になると男女差は各国とも縮小する

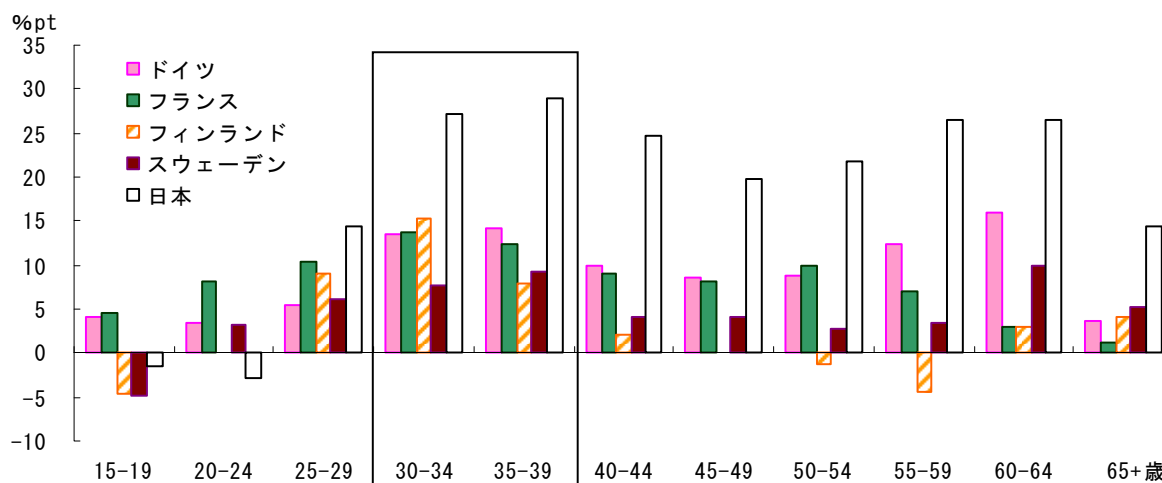
⁴ ドイツ、スウェーデンでは 60-64 歳の男女差が最も大きい。

⁵ 日本の 2011 年の第 1 子平均出産年齢は 30.1 歳、第 2 子は 32.0 歳、第 3 子は 33.2 歳（厚生労働省「平成 23 年人口動態調査」より）。よって、30-39 歳は妊娠・出産時期、3 歳以下の子どもを育てている、もしくは小学校入学前後にあたる子どもを育てている女性が多いということになる。

⁶ 2005-2009 年に出産をした女性の約 6 割が妊娠判明時に正規職員、パート・アルバイト、派遣・嘱託・契約社員、自営業主・家族従業者のいずれかで、第 1 子 1 歳時に無職・家事と答えている（国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査（夫婦調査）」より）。

が、日本はその縮小幅も小さい。いわゆる「小1の壁」、「小3の壁」によって女性就業率の回復が芳しくない⁷。「M字カーブ⁸」はいまだに存在していることがはっきりとわかる。

図表3 2011年 年齢別就業率の男女差（男性就業率－女性就業率）



出所：Eurostat、総務省「労働力調査」より大和総研作成

時系列で見ても男女差の縮小幅の小さい日本

就業率の男女差を時系列で見ると、フィンランド、スウェーデンにおいては統計が取得できた1995年以降、男女差は5%pt以下でほぼ横ばいで推移している（図表4）。

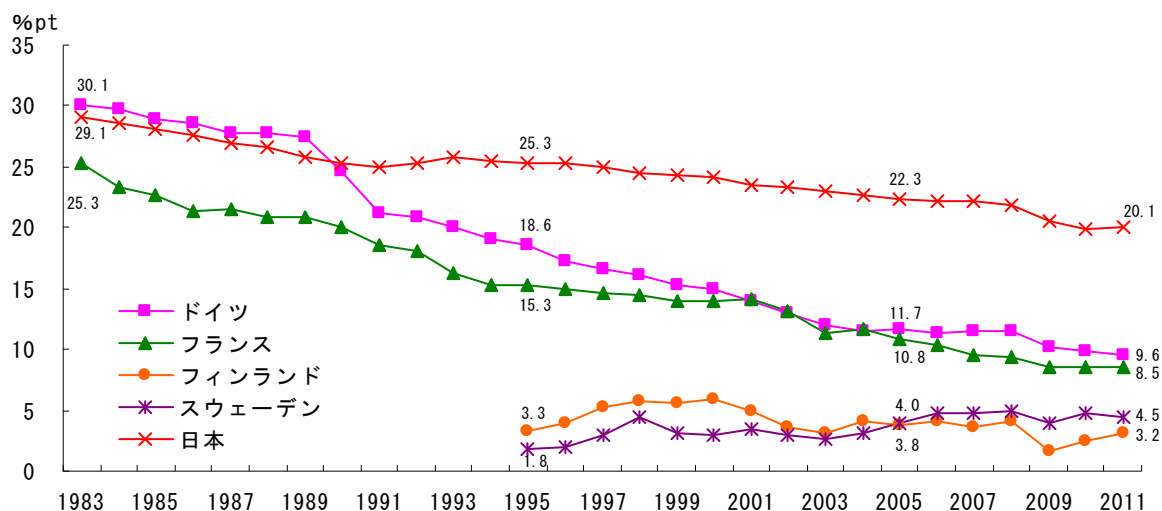
これに対して、ドイツ、フランス、日本は1980年代から現在に至る過程で、就業率の男女差が縮小する傾向が見られる。1983年時点において、ドイツ、フランス、日本は共に男女差が25～30%pt程度と大きく、日本よりもドイツの方が男女差が大きかった。しかし、ドイツでは1990年に男女差が大きく縮小し、日本を下回った。男女差は1983年から2011年までに、ドイツ20.5%pt、フランス16.8%pt、日本9.0%pt縮小しており、日本の縮小幅は両国のその半分ほどである。

1970年代に活発となった女性解放運動（職場、大学入学権利、中絶合法化等における男女平等）により、女性が働くということが当然のこととなった。よって、それ以降女性就業率が継続的に上昇しているのは、先進国における共通の傾向と言える。日本では1985年に「男女雇用機会均等法」が成立、1997年の改定により雇用に関する男女差別が禁止事項となった。しかし、それらを契機に女性就業率が大きく高まったわけではなく、ドイツやフランスと比べて非常に緩やかな上昇に留まる。なぜドイツやフランスの女性就業率の上昇が著しかったのであろうか。

⁷ 「小1の壁」、「小3の壁」とは、小学校入学や学童保育終了に伴い、放課後に子どもを預けることができなくなるために仕事を辞めざるを得ない状況のこと。

⁸ 女性労働者の年齢階層別の労働力率をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方はM字型曲線と言われる。

図表4 就業率の男女差の推移（男性就業率－女性就業率）



注：対象は15-64歳

出所：Eurostat、総務省「労働力調査」より大和総研作成

ドイツ：東西ドイツ統一と「子どもを持たない」という選択の増加

1990年頃にドイツの就業率の男女差が大きく縮小した理由は、1990年の東西ドイツ統一による就業人口の変化だと考えられる。男女共に就業者数が大幅に増加したが、男性の就業者の前年比増加率よりも女性のそれの方が大きかったため、就業率の男女差が急激に縮小した。ドイツ（特に旧西ドイツ）では「子育ては母親が行うべきもの」という社会通念が強い。しかし、旧東ドイツでは社会主義体制のもと女性のフルタイム就業が奨励されていたため、母親の就業率が高く⁹、東西ドイツ統一後の就業率の男女差の縮小に貢献した。

また、女性の高学歴化や社会進出（就業機会の増加）に伴い、あえて「子どもを持たない¹⁰」選択をして就業を継続している女性が増加している。旧西ドイツ地域の40-44歳の女性が子どもを持たない割合（2003年時点）は、専門学校卒で30.4%、大学卒で32.7%となっている（最も学歴が低い「修了資格なし」は19.3%）¹¹。このような高学歴・未婚・フルタイム就業を特徴とする女性が、家庭と仕事の両立の困難さから子どもを持つことを諦めて就業し、女性就業率上昇の一要因となっていると考えられる¹²。

⁹ 労働政策研究・研修機構「ワーク・ライフ・バランス比較法研究〈最終報告書〉」より。

¹⁰ 日本語では「無子」と訳されることが多く、「意識的か無意識的かの問題はおくとして、また子供と同居しているかどうかも別として、一度も父また母にならないこと」と定義される（『札幌市立大学研究論文集 第3巻 第1号』「無子の増加—ドイツと日本の比較」原 俊彦著）。

¹¹ 『札幌市立大学研究論文集 第3巻 第1号』「無子の増加—ドイツと日本の比較」原 俊彦著より。

¹² 逆に合計特殊出生率は2011年1.36と非常に低水準である（日本1.39）。少なくとも1990年以降同水準で推移している（出所：United Nations、厚生労働省「平成23年人口動態調査」）。

フランス：家族政策と労働時間法制

フランスの家族政策は元来少子化・人口減少を克服するためのもので、1930年頃から継続的に行われている。1970年代以降から女性の社会的地位の向上による家族のあり方の変化に適応するようになっており、1970年代から1990年代にかけて積極的な家族政策を行っている¹³。

家族給付は種類が多く、子どもが多いほど手当が手厚くなるように、そして子どもを養育することで発生する収入の損失（例えば、子どもの病気によって仕事を休むことで発生する所得の損失）が補償されるようになっている。そして、現物給付も出産、育児、家族に関連する休暇から保育サービス、教育にわたって多岐に行われている。出産に関する医療はすべて無料、3歳以上の子どもの保育学校への就学が無償で保障され、初等～高等教育（日本でいう小学校～大学）もほとんどが国立のため登録料や教科書代以外は無料である。このように充実した現物給付により、扶養者が子どもを育てる費用負担が軽減され、出産に躊躇することのない環境が整えられている。

同時に、労働時間法制により労働時間の短縮・弾力化を進めることで年間総実労働時間を減少させており、男女共にワーク・ライフ・バランスを実現させている。出産・育児に伴う機会費用を女性だけに偏らないように国全体で支え、少子化に大きな効果を挙げている¹⁴。これらの政策が女性就業率を引き上げ、男女差を縮小させたと考えられる。

図表5 フランス 1980年以降の代表的な家族、労働政策

| 年 | 内容 |
|---------------|---|
| 労働時間法制 | |
| 1982年 | 5週間の有給休暇、法定労働時間を週39時間とする |
| 1986年 | 変形労働時間制を採用 |
| 1987年 | 国家によって設計された労働時間から企業協約・協定により労働時間を規定 |
| 1993年 | 企業・事業所レベルの協約によって労働時間短縮が実施され、雇用が維持・創出された場合には、使用者に対し国が社会保険料の減免措置を認める |
| 1996年 | 1993年12月20日の雇用対策5ヵ年法を改正し、社会保険料減免となる範囲を拡大 |
| 1998年 | 法定労働時間を週35時間に短縮 |
| 2000年 | 週35時間に移行する過程で生じる諸問題を解決するための法律を制定 |
| 2003年 | 法制度上は週35時間制度が維持されるが、使用者は労働者を週39時間労働に従事させることが可能に。①年間割当時間を180時間に拡大、②超過労働手当引き下げ、③最低賃金制度の格差をなくし調整 |
| 2004年 | 育児は①週法定35時間を維持、②収入増を望む労働者が労働時間を増やすことを可能に、③20名以下の企業に認められていた超過労働時間の割増賃金率を3年間延長 |
| 2008年 | 原則として1日10時間、1週48時間の絶対的労働時間の範囲内であれば、企業協定により時間外労働の条件を自由に設定 |
| 家族政策 | |
| 1981年 | N分N乗方式の拡充。家族単位で課税し、同じ所得の場合であれば子どもの数が増えるほど所得税負担が緩和 |
| 1983年 | 家族手当金庫による保育所設置支援の新制度創設 |
| | 男女職業平等法の制定 |
| 1985年 | 育児親手当・乳幼児手当創設 |
| 1986年 | 親給付の改正（家庭で子を養育する場合に対する給付創設） |
| 1988年 | 家庭の母親の状況に対する給付（母親自らが保育を担っているか、あるいは就労しているか）創設 |
| 1990年 | 保育ママを雇用する家庭に対する給付が保育ママ給付に代替。家族給付の改正 |
| 1994年 | 育児親手当の改正（家族手当の支給を第3子から第2子からの支給に改正。保育ママを雇用する家庭に対する給付及び家庭で子どもを養育する場合に対する給付も増額） |
| 1996年 | 子の養育に対する給付の種類と内容が増加 |
| 2004年 | 乳幼児手当、養子手当、育児親手当、公認保育ママ雇用家庭援助手当、自宅保育手当の5つの手当を乳幼児受入手当（PAJE）に統合 |

注：N分N乗方式：家族の所得合計÷家族係数[大人1、子ども2人目までは0.5、3人目以降は1]で係数1当たりの所得を算出。その所得に応じた税率（累進）を掛けて課税額を算出し、それに家族係数を乗じた金額が家族全体の納付税額

出所：労働政策研究・研修機構「ワーク・ライフ・バランス比較法研究＜最終報告書＞」、参議院調査室作成資料『立法と調査 2009.10 No.297』「少子化を克服したフランス」より大和総研作成

¹³ 労働政策研究・研修機構「ワーク・ライフ・バランス比較法研究＜最終報告書＞」より。

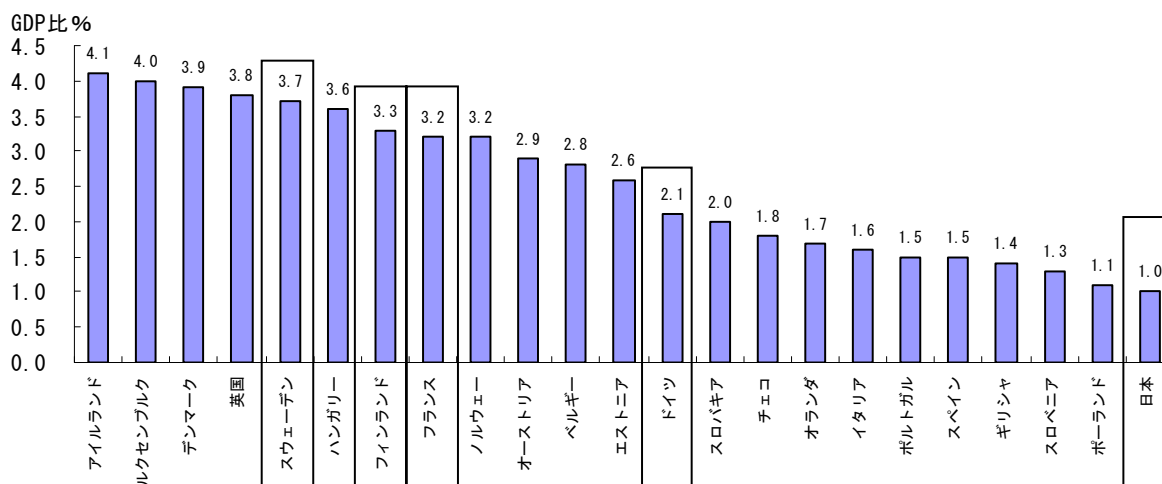
¹⁴ 合計特殊出生率は、1990年1.78、2000年1.87、2010年2.03（出所：フランス国立統計経済研究所、Eurostat）。

日本の家族関連支出は欧州諸国と比べて低い

女性就業率を引き上げるには、制度や法律、歴史的価値観の変化によって女性の社会的地位を向上（男女の地位の平等化）させ、女性が家庭を出て働きやすい環境、女性が働いた方がより良い生活を送れるというインセンティブを作らなくてはならない。このような対策に政府はどのくらいの金額を費やしているのだろうか。

図表 6 は各国政府が家族関連の政策でどのくらい支出をしたのかを示したものである（対象国は OECD データベースから取得できた欧州諸国及び日本）。家族関連支出の割合が最も大きいのはアイルランド（4.1%）、そして最も小さいのは日本（1.0%）である。北欧のスウェーデンとフィンランドはそれぞれ 3.7%、3.3%と上位に位置し、フランスは 3.2%とフィンランドに次ぐ。ドイツは上記 3 か国に比べるとぐっと水準が下がるが、2.1%である。

図表 6 政府の家族関連支出（2009 年）



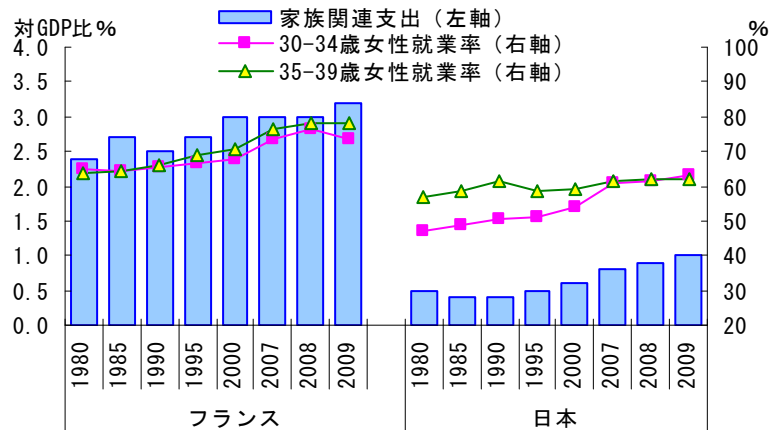
注：公共の社会保障費に占める家族（Family）の割合。Familyの内訳は、Family allowances（家族手当）、Maternity and parental leave（産前産後休暇・育児休暇給付）、Other cash benefits（その他現金給付）、Day care/Home-help services（デイケア・ホームヘルパーサービス）、Other benefits in kind（その他現物給付）

出所：OECD より大和総研作成

家族関連支出と女性就業率の関係

政府の家族関連支出が女性就業率に影響を及ぼしたかどうかを見てみよう。女性就業率と政府の家族関連支出の推移を示したものが図表 7 である。フランスを見てみると、家族関連支出と女性就業率の正の相関がはっきりと見える。1980年から2009年にかけて同割合は0.8%pt増加し、女性就業率は30-34歳で9.0%pt、35-39歳で14.6%pt上昇している。日本も同期間に家族関連支出割合を倍増させており、このことが女性就業率が30-34歳で15.9%pt、35-39歳で5.2%pt上昇したことに貢献したと考えられる。

図表 7 女性就業率と政府の家族関連支出の推移



注：フランスの1980年の女性就業率は1983年の数値

出所：OECD、Eurostat、総務省「労働力調査」より大和総研作成

ただし、日本においてはドイツと同様に「子どもを持たない」という選択をする女性が増えている。図表8は1980～2010年時点に30-40歳となる女性の子どもを産まない割合、および生涯未婚率¹⁵を示したものである。1950年生まれ（1980年時点30歳）の女性のうち子どもを持たない割合は10.6%であったが、1960年生まれで17.5%、1970年で28.4%、1980年生まれでは29.9%と、年を追うごとにその割合は高まっている。同時に生涯未婚率も1950年生まれでは5.1%だが、1980年生まれでは17.4%と大きく増えている。日本においては「子どもの出生は婚姻内で」という意識が強く、出生に占める婚外子の割合は2011年で2.2%と低い¹⁶。よって、日本において生涯未婚率の上昇は子どもを持たない女性の割合の増加、ひいては合計特殊出生率の低下（もしくは、上昇の妨げ）に繋がる。日本の女性就業率上昇には、子どもを持たないことによって就業を継続している要因も大きいと考えられる。

図表 8 日本女性の生涯未婚率と子どもを産まない割合

| 生まれ年 | 生涯未婚率 | 出生児なしの割合 | 年齢（以下時点） | | | | | | |
|------|-------|----------|----------|------|------|------|------|------|------|
| | | | 1980 | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | 2005 | 2010 |
| 1950 | 5.1 | 10.6 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 | 60 |
| 1955 | 5.9 | 12.6 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 |
| 1960 | 9.4 | 17.5 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 |
| 1965 | 13.5 | 23.9 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 |
| 1970 | 15.3 | 28.4 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 |
| 1975 | 17.1 | 30.3 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 |
| 1980 | 17.4 | 29.9 | 0 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 |

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）－平成23（2011）年～平成72（2060）年－」より大和総研作成

¹⁵ 「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの。50歳で未婚の人は、将来的にも結婚する予定がないと考えることもできることから、生涯独身でいる人がどのくらいいるかを示す統計指標として使用される。

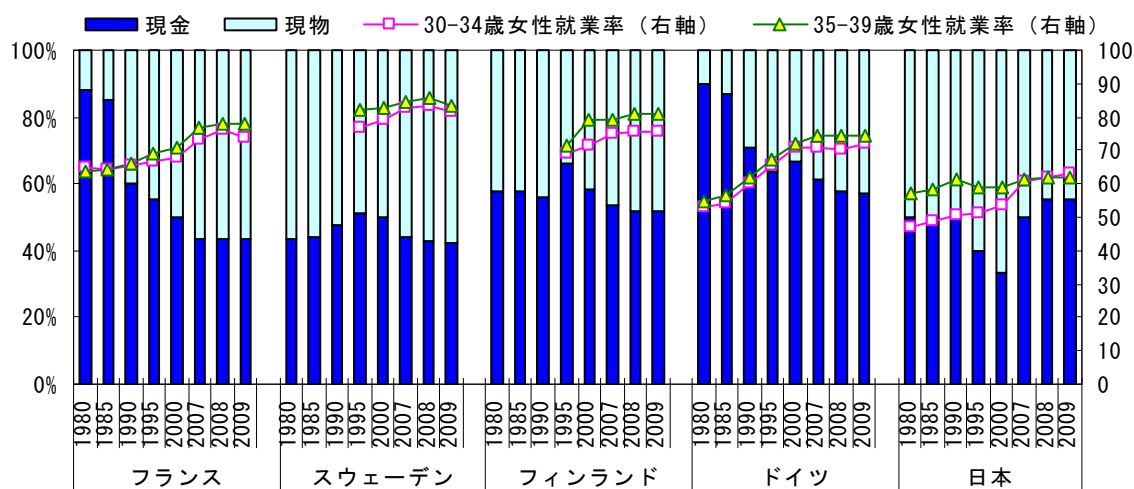
¹⁶ フランスは2010年に55.0%、ドイツは2011年に33.9%、スウェーデンでは2011年に54.3%（出所：厚生労働省「平成25年 我が国の人口動態（平成23年までの動向）」）。

現物給付を増やすと女性就業率が上昇

国の家族関連支出を現金給付と現物給付に分けたのが図表 9 である。フランスにおいては現物給付の割合を段階的に増やしており、それに伴って、女性就業率は大きく上昇している。

フランスでは 1985 年から 1990 年にかけて大きく現物給付割合を引き上げた¹⁷。その後も段階的に引き上げ、2000 年には現金給付と現物給付は半々となった。女性就業率は現物給付割合の拡大に伴って上昇してきている。なお、スウェーデンでも、現物給付割合が 50%となった 2000 年を境に女性就業率は上昇している。フィンランドでは現物給付割合が 50%には達していないが徐々に高まっており、それに伴った女性就業率の上昇が見られる。

図表 9 女性就業率と現物給付割合の関係



注 1：フランス及びドイツの 1980 年の女性就業率は 1983 年の数値

注 2：現金給付は家族手当、産前産後休暇・育児休暇手当、その他現金給付、現物給付は保育施設等（デイケア・ホームヘルパーサービス）、その他現物給付

出所：OECD、Eurostat、総務省「労働力調査」より大和総研作成

これまでの状況を見ると、政府の家族関連支出の対 GDP 比を引き上げることは女性就業率の上昇に効果があると言えるだろう。また、家族関連支出をある一定水準まで高めた後は、現物給付の割合を増やす方がより大きな引き上げ効果があると考えられる。

一方、ドイツや日本においては家族関連支出と女性就業率に相関はあまり見られず、女性就業率の上昇は、（特に高学歴）女性が子どもを産むことを諦めて就業を継続していることに起因していると考えられる。フランスは出生率と女性就業率を同時に上昇させているが、ドイツや日本では合計特殊出生率に改善の兆しは見られない。特に育児給付に多額の費用を費やしているドイツ¹⁸では、少子化・人口減少対策としての支援の効果が疑問視されている。この反省か

¹⁷ 1983 年以降の家族手当金庫による保育所設置支援、1986 年のジャック・シラク首相の保守政権発足後の幼児受け入れ施設の充実を柱とした家族政策の実施に伴ったものと考えられる（日本労働研究機構欧州事務所「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」）。

¹⁸ ドイツでは戦前のナチス政権下における人種主義的イデオロギーに基づく人口政策の反省から、有子家庭の経済的負担の軽減を目的とした財政支援が中心となっており、手厚い育児給付で知られている。

ら、2000年代に入ってから女性（有子家庭）の就業に不可欠な子どもの預け先の拡充に特に力を入れ、高学歴女性の家庭と仕事の両立（出生率の引き上げ）を促す政策を積極的に行っている。その結果として現物給付割合が上昇しているが、その効果がでるのはこれからだと考えられる。

まとめ：育児インフラ整備は女性就業率引き上げに効果あり

これまで日本及びEU諸国の女性就業率、就業率の男女差の実情を見てきたが、日本の特徴は欧州諸国と比較して男女の就業率の差が大きく、男女差の縮小もなかなか進んでいないことである。女性就業率を男性並みに引き上げるには、就業率が特に低い30-39歳の女性の就業を促すことが重要である。フランスの事例から、出産・子育て期にあたる女性に就業を促すには、政府による家族政策が重要かつ効果のあるものだと考えられる。

ただ、家族関連支出を増やすことが女性就業率の上昇に必ずしも結びつくわけではない。例えば、フランスでは1985年に創設された育児親手当が1994年に改正、1995年に適用され、従来は第3子からだった支給要件が第2子からに変更された。その結果、低所得であった女性が家庭に留まるという現象が起きている。手厚い給付により、低所得の女性が仕事と家庭をやりくりしてまで就業しようという意欲がそがれてしまったのである。ドイツでは女性就業率は上昇しているが、合計特殊出生率に回復の兆しは見えない。家族関連支出を増加させたのは少子化・人口減少を食い止めるのが元来の目的であったが、「子育ては母親が行うべきもの」という強い社会通念、保育・教育施設の未整備等により、家庭と仕事の両立ではなく、子どもを諦め、就業を選択する女性が増えてしまった。

日本においても女性就業率は上昇し、出生率は低下しているが、少子化・人口減少に対する家族政策はまだ不十分であると考えられる。今後家族関連支出を増やすことが望まれるが、フランス、ドイツの先例をよく考察し、支出内容を吟味することが必要であろう。家族関連支出を子育て世帯に対する現金給付に偏らせるよりも、子育てをしやすい環境（保育施設等）整備に注力した方がより効果的であると考えられる。また、「男女の分業（男性は仕事、女性は家庭）」という旧来からある社会概念を変えていくことも非常に重要で、この意識改革が今日の多くの（女性の就業を妨げる）問題を解決していく第一歩となろう。

なお、本稿では家族政策の中でも政府による家族関連支出（現金及び現物給付）との関係にのみ注目したが、労働時間の縮小、休業制度、柔軟な労働条件等を整備していかなくは女性の就業率が男性と同程度になることは難しい。政府が方針（少子高齢化を食い止める、生産年齢人口を維持する等）を掲げ、適切な政策を行うことで男女共に仕事と家庭を担う社会に変えていくという姿勢を示すことは必要であると考えられる。